

市税に関する書類の紛失について

財政局栄市税事務所において市民税申告書2件を紛失したことが判明しましたので、下記のとおりご報告します。

この度は、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 紛失した書類

A氏及びB氏の市民税申告書

2 記載されていた個人情報

A氏及びB氏の氏名、住所、生年月日、所得の種類、所得金額及び個人番号

3 紛失が判明した経緯等

令和6年6月17日、A氏から「納税通知書が届いたが、提出した市民税申告書の内容が反映されていない。」との電話連絡があった。課税状況を確認したところ、市民税申告書の処理がされていないことが判明した。

また、A氏の市民税申告書を検索する際、B氏の市民税申告書が処理されていないことが判明した。

A氏とB氏の市民税申告書について、執務室内を検索する他、処理済みの書類を保管する書庫、廃棄予定の文書まで隈なく検索し、さらに、担当者へのヒアリングを行ったが、現時点において発見には至っていない。

なお、市民税申告書は外部へ持ち出すことがない書類であり、執務室、書庫、廃棄予定文書は施錠管理されていることから、他の廃棄すべき機密文書に紛れて廃棄してしまった可能性が高いと考えられる。

4 対応

再提出いただいた市民税申告書について速やかに処理するとともに、A氏及びB氏に状況の説明と謝罪をし、ご了解をいただいた。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、改めて市税の賦課徴収に関する資料の管理の重要性を職員に周知する。

また、廃棄予定文書について、廃棄すべきでない文書が混入されていないかの確認を徹底する。

財政局栄市税事務所市民税課
電話番号：052-959-3323